

2018年度基本協約・協定改訂交渉の集約にあたって

本部は、本日14時00分、2018年度基本協約・協定改訂交渉を集約し、会社に妥結の通告をしました。

本部は8月7日、申第10号「2018年度基本協約・協定に関する申し入れ」を提出し、この間一向に改善されない賃金などを含む労働条件や職場環境の改善などについて、組合員をはじめとする職場で働く社員の切実な要求193項目を会社に申し入れました。

8月17日にスタートした団体交渉は、過去最高益の業績、少子高齢化による労働力不足、新人事賃金制度が開始されてから10年以上経過したことなどを背景に、再申し入れに基づく交渉を含めて9回の団体交渉を行い、労働条件や職場環境の改善を少しでも勝ち取るために粘り強く交渉を行いました。しかし会社は、「すでに高水準な労働条件にある」と居丈高な姿勢を崩すことはありませんでした。会社の回答は、「フレックスタイム制の適用範囲拡大、保存休暇の用途拡大、始業時刻の柔軟化、通称の導入、リワークトレーニングの適用対象の拡大、健康増進イベントの新設、臨時社員の賃金の一部見直し」に留まり、組合が要求した項目に対する回答は、ほぼ「そのような考えはない」というものでした。さらに、「高齢者雇用制度、特殊勤務手当、調整手当について引き続き議論を行いたい」とし、世間に合わせた65歳定年延長については、今後、検討されるような見解がみられたが、特殊勤務制度の月額化、調整手当の居住地基準化などについては、賃金削減を画策しているような会社の考えが示されました。

本部は交渉において、この間発生している労使間の基本協約の条文に対する解釈の不一致を是正するために、条文の改訂について申し入れを行いました。しかし会社は、あたかも会社の解釈が正当であるかの如く、条文の改訂について一切認めませんでした。本部は再申し入れに基づく団体交渉時に、申第16号「議事録確認に関する申し入れ」を申し入れ、今次交渉で行った、基本協約第250条（団体交渉事項）、第34条（用語の意義）、第36条（勤務の指定及び変更）の議論について議事録確認を行うよう要求しましたが、会社は議事録確認の締結を拒否しました。

以上のように、2018年度基本協約・協定改訂交渉は本部として鋭意奮闘しましたが、何ら前進はありませんでした。しかし、会社が社員を締め付ける一方で職場における不満は増大しています。連続する過去最高益は、職場で働く労働者の仕事が益々過酷になっていることの表裏です。それを実感する職場で働く多くの社員からの大きな期待を、今後の労使交渉に活かしていかなければなりません。

本部は9月25日持ち回り執行委員会を行い、これ以上の前進は困難と判断し、今次交渉について集約することとしました。本部は、会社の一方的な姿勢に大きな不満、そして怒りがあることを表明し、苦勞している組合員をはじめ職場で働く社員が安心して働ける環境を作るために、本部はその最先頭で闘うことを明らかにし、激励をいただいた多くの皆様に感謝を申し上げ、2018年度基本協約・協定改訂交渉集約の見解とします。

2018年9月26日

J R 東海労働組合中央本部